

石狩市高齢者保健福祉計画

(平成30年度～令和5年度)

第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

令和5年度(中間)進捗状況の確認

目 次

高齢者保健福祉計画の施策の体系.....	1 ～ 2 P
高齢者保健福祉計画の進捗状況の確認.....	3 ～14 P
1. 介護予防の推進.....	3 P
2. 総合事業の推進.....	4 P
3. 生活支援体制整備事業の推進.....	5 P
4. 認知症高齢者への対策.....	6 P
5. 権利擁護の推進.....	7 P
6. 在宅医療と介護連携の推進.....	8 P
7. 地域包括支援センターの機能拡充.....	9 P
8. 生活支援サービスの充実.....	10 P
9. 生きがいづくり・社会参加の促進.....	11 P
10. 介護サービスの充実.....	12 P
11. 多様な福祉人材の確保・育成.....	13 P
12. 住み続けるための暮らしの環境整備.....	14 P
被保険者数、要支援・要介護認定者数等の確認.....	15 P
計画の推進を図るために.....	16 P

令和5年11月

石狩市保健福祉部 高齢者支援課・地域包括ケア課

高齢者保健福祉計画の施策の体系

注：下記の【主要施策】に●がついているものは、介護保険法第117条第2項第3号の施策（被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策）に関する事項。

【基本理念】

住み慣れたいしかりで健康で生き活きと
安心して暮らせるまちづくり

【主要施策】

- 1. 介護予防の推進
- 2. 総合事業の推進
- 3. 生活支援体制整備事業の推進
- 4. 認知症高齢者への対策
5. 権利擁護の推進
- 6. 在宅医療と介護連携の推進
- 7. 地域包括支援センターの機能拡充
8. 生活支援サービスの充実
- 9. 生きがいづくり・社会参加の促進
- 10. 介護サービスの充実
11. 多様な福祉人材の確保・育成
12. 住み続けるための暮らしの環境整備

【具体的な施策】

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進 ② 介護予防に資する集いの場の充実
- ③ 介護予防サポーターの養成

- ① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置 ② 協議体の設置
- ③ 介護予防活動等情報の集約、発信

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

- ① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

- ① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

- ① 高齢者の生きがい対策の推進 ② 社会参加の促進
- ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進 ④ 住民グループ支援事業の実施

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上 ② 介護給付適正化の促進
- ③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進 ④ 事業継続への支援

- ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上
- ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催
- ③ 基準緩和サービス従事者の養成 ④ 介護の仕事の魅力向上

- ① 高齢者にやさしい住環境の充実 ② 除雪サービスの充実
- ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策
- ④ 地域見守りネットワーク事業の促進

高齡者保健福祉計画の進捗状況の確認

1. 介護予防の推進

介護が必要となる原因のうち、認知症や脳血管疾患などは生活習慣病の予防が重要とされています。一方で、高齢による衰弱や骨折・転倒、関節疾患など筋力・体力の低下により介護が必要となるものも多く存在することは、高齢期において、健康づくりに加えて介護予防が必要であることを示しています。

生き生きと健康に生活できる期間をできるだけ延ばすために、「心身機能」のみならず、「活動」や「参加」のそれぞれの要素にバランス良く働きかけ、介護予防を推進します。

- ① 介護予防に関する啓発情報提供の推進 ② 介護予防に資する集いの充実
③ 介護予防サポーターの養成

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
1 ②	介護予防事業延参加者数：11,000人	9,990	3,968	2,809	5,147	中間時点未集計
	住民主体の通いの場：30ヶ所	19	23	18	20	19
1 ③	介護予防サポーター登録者数：136人	88	107	107	107	107

自己評価 3.0 普通 (①3 ②3 ③3)

- ・5段階評価（悪い-まあ悪い-普通-まあ良い-良い）を具体的な施策毎に行い、その平均を主要施策の評価とする。以下の自己評価も同様とします。

取組状況と課題への対応等

- ・介護予防事業は、通いの場において北海道リハビリテーション専門職協会による認知症や転倒予防などの講座を10回実施しました。また、地域包括支援センターだよりで介護保険サービス申請からサービス利用までの流れについての内容を掲載し、市民に広く周知を行いました。

各種介護予防事業（まる元らくらく運動教室、パワーリハビリ、健口教室、太極拳等）は、まだ定員に余裕があることからHPなどを活用し、このような場を求めている方に情報が伝わるように工夫していきます。引き続き、住民のニーズに合った手法で介護予防事業を実施するとともに関係者が連動し周知啓発に努めます。

- ・令和5年度上半期において、これまでの「通いの場まっぷ」への掲載条件を緩和し、民間主催のものなども合せて「元気にお出かけまっぷ」と名称変更することにし、既存把握団体に掲載案内を送付したほか、掲載団体募集記事を9月広報に掲載しました。

介護予防サポーターの養成は、新たな通いの場の開設時等、必要に応じて行っていますが、現在の活動内容に対する介護予防サポーター数は充足している状況です。今後も既存の通いの場から介護予防サポーター派遣の依頼がある時には都度対応していきます。

2. 総合事業の推進

平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について、制度の定着を図るとともに、地域の実情やニーズに合わせて対象者の弾力的な運用や各サービスの整備を進めます。

① 訪問型・通所型サービスの促進 ② 地域リハビリテーション活動支援事業の推進

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
2 ②	地域ケア会議：延12人	8	4	8	8	2
	通いの場（リハ職の参加した通いの場）：30ヶ所	0	0	0	3	10

自己評価 3.0 普通 (①3 ②3)

取組状況と課題への対応等

- 総合事業において基準緩和型サービスを創設していますが、利用者が選択しない状況が見受けられます。令和2年度より1回あたりの自己負担額を250円から200円と減額しています。引き続き、身体介護を伴わない生活支援中心の訪問型サービスについては、地域包括支援センターに、この基準緩和型サービスの利用促進の協力依頼を行っています。

基準緩和型サービスの委託型の事業者が業務を受けられる時間帯や場所が限定的（花川より北方面は、従事者がおらずサービス提供できない。冬は対応できない等）であり依頼しづらい実情があります。事業者に利用が進まない要因を伝え意見交換の場を持つなどして、利用につながる工夫をしていきます。

基準緩和型サービスの理解と利用が促進されることにより、所定の資格や研修修了者である専門的な介護人材がより高度な業務ができる環境となり、介護人材確保の側面もあることから、引き続き制度の周知と利用促進に取り組めます。

- 自立支援や地域における介護予防の取組を機能強化するために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等の事業にリハビリテーション専門職の参画を図っています。上半期では、自立支援型地域ケア会議を1回実施し、リハビリテーション専門職が参加し、自立支援・重症化予防に資する助言を行いました。

また、北海道リハビリテーション専門職協会の講座を通いの場、地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターにチラシ配布等で周知を行い、リハビリテーション専門職活用について呼び掛けました。今後もリハビリテーション専門職を効果的に活用できるよう取組を進めていきます。

3. 生活支援体制整備事業の推進

地域住民、社会福祉協議会、事業所など多様な主体と連携を図り、高齢者等の生活支援や介護予防活動等を充実し、互いに助け合い、支え合うことのできる生活支援体制の整備を進めます。

- ① 生活支援コーディネーターの配置

③ 介護予防活動等情報の集約、発信

② 協議体の設置

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
3 ①	通いの場マップ掲載箇所：180ヶ所	96	151	146	142	147(R5.8月末)
3 ②	第1層協議体：1ヶ所	1	1	1	1	1
	第2層協議体：4ヶ所	0	1	1	1	1
3 ③	拠点1ヶ所整備（ICT活用を含む）	0	0	0	0	0

自己評価 3.0 普通 (①3 ②2 ③4)

取組状況と課題への対応等

- 生活支援コーディネーターの配置（平成29年度より5名配置。）により、生活支援や介護予防に資する社会資源情報及び社会参加に資する各種情報等の情報収集を主に行うとともに、その情報を地域資源のマップを更新し提供しています。

これまでの「通いの場まっぷ」への掲載条件を緩和し、民間主催のものなども含めて「元気にお出かけまっぷ」と名称変更することにし、既存把握団体に掲載案内を送付したほか、掲載団体募集記事を9月広報に掲載しました。引き続きこの取り組みを進め、その情報やマッチング等を一元的に提供する拠点づくりに努めます。

- 高齢者を地域で支えるための定期的な話し合いの場としては、市全体の第1層協議体及び日常生活圏域（現在は、石狩、厚田、浜益の3地域。）の第2層協議体により構成する想定です。第1層協議体は既に平成29年9月に設置されており、令和4年度は令和5年3月に書面開催を行いました。第2層協議体として浜益区に平成30年5月に設置しています。今後の取り組みたいことや地域課題について話合う場を持つための説明資料を作成しました。町内会等各関連団体と協議を行いながら引き続き、各地域の動向を把握し、市の実情に合わせて、第2層、第3層のあり方を検討していきます。

4. 認知症高齢者への対策

認知症は、在宅生活が困難化する大きな要因ともなっており、要介護認定申請理由の最多を占めています。認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化するなど、認知症施策推進大綱を踏まえた共生と予防の推進を図ります。

- ① 認知症の理解を深めるための普及・啓発
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 認知症の人の介護者への支援
- ④ 認知症の人が暮らしやすい安全な地域づくりの推進

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
4 ①	認知症サポーター養成講座受講者数：累計5,000人	3,463	4,189	4,232	4,416	4,524
	認知症カフェ数：増加（箇所数）	2	3	4	4	4
4 ④	認知症に関する調査：3年に1回（回数）	0	0	0	0	0
	認知症ケア・施策に関する質的変化アンケート：改善（「認知症の人の居場所や社会参加の場所が増えた」で「そう思う」及び「どちらかといえば思う」の％）	74	19	23	—	34
	徘徊見守りSOSネットワークサポート機関数：増加	73	83	140	158	159

自己評価 4.0 まあ良い (①4 ②4 ③4 ④4)

取組状況と課題への対応等

- コロナ禍後、認知症サポーター養成講座の依頼が減っています。キャラバンメイトの集いの中で開催場所の候補として意見が出た子ども館や市民図書館に働きかけて養成講座を実施しました。

市が認証する認知症カフェ“みなカフェ”（4カ所）は上半期に18回、独自に実施している認知症カフェは4回開催されました。下半期には、厚田区において、初めて認知症カフェを開催する予定です。

また、ステップアップ講座参加者から「認知症の方を介護しているときに社会資源の情報を得る機会がない」と意見があったことから、認知症地域支援推進員が居宅介護支援事業所を回り、利用者へケアパスを配布してもらうようお願いしています。

- 認知症初期集中支援チームの活動実績は上半期で1件ありました。
- 認知症地域支援推進員が実施した認知症の人や家族のニーズ調査は現在10名の回答を得ています。目標数の20名として集計後ヒアリングの実施を検討します。
- 令和4年度末に実施した認知症ケア・施策に関する質的変化アンケートの集計結果から、更なる認知症に対する理解を深めるために、研修会を実施し、認知症地域支援推進員の周知活動を行いました。

介護者への支援・相談の場となっている家族会を5回実施し、情報交換や交流、相談の場としました。家族会への参加が少ないためケアマネジャーに周知し、介護者へ参加を促しました。認知症カフェが家族会の役割を担えているかなどの検証が必要です。また男性介護者への支援の要素は薄い傾向がみられます。

徘徊見守りSOSネットワークについては、戸別訪問での呼びかけや認知症サポーター養成講座を行った際に周知を行い、ネットワークサポート機関は増加となりました。引き続き、認知症への理解や暮らしやすい環境づくりのため徘徊見守りSOSネットワークの周知等のほか、チームオレンジを中心に介護者や家族の支援等に向

けた体制等の充実を図ります。

5. 権利擁護の推進

高齢者が認知症などの理由で判断能力が不十分になることがあります。それに伴い金銭管理や契約行為に支障が出たり、消費者被害や高齢者虐待などの権利侵害を受けることのないよう、必要な支援体制の整備と関係機関との連携を行います。

- ① 成年後見制度の理解促進と適切な運用、市民後見人養成の継続
- ② 高齢者虐待の予防と早期発見及び早期対応、養護者支援
- ③ 消費者被害の早期発見と関係機関との連携

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
5 ①	市民後見人養成講座：3年に1回	1	0	1	0	1
	権利擁護連携会議：年3回	2	1	1	2	1
5 ②	研修会等の開催：3年に1回		0	0	0	1

自己評価 4.0 まあ良い (①4 ②4 ③4)

取組状況と課題への対応等

- ・成年後見制度が必要な高齢者が増える中、市民後見人のなり手不足が社会的な課題となっており、後見に係る相談数の増加等への対応を図るため、市民後見人養成講座を実施し、受講者9名のうち新規後見支援員として7名の登録がありました。

石狩市成年後見センターに受任調整機能、後見人支援機能等の機能を拡充し、地域連携ネットワーク体制を構築するために令和4年度より中核機関を設置しました。今年度は、弁護士、司法書士、社会福祉士が委員となり受任調整会議を3回実施し、家庭裁判所との意見交換会を1回実施しました。

成年後見制度の理解促進のための周知はYouTube配信や市広報等で引き続き行います。

- ・高齢者虐待防止に係る市民向けチラシを地域包括支援センターが総合相談者を中心に配布しました。また、通所事業所28か所に高齢者虐待対応DVDを配布し、研修会の周知も行っています。令和6年度から虐待防止委員会の開催、指針の整備、研修の実施等が義務付けられることから、運営指導実施時に必要な体制・対策を講じるよう説明するとともに、国からの通知により周知を行っています。
- ・消費者被害防止ネットワークへの参加による担当課との連携、消費者情報の関係機関への情報提供により、被害の早期発見と消費生活相談センター等へのつなぎを行っています。また、地域包括支援センターが石狩市消費者生活センターと連携し、「悪質商法の手口と対処法」の出前講座を有料老人ホームで実施しました。

6. 在宅医療と介護連携の推進

医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、様々な局面において、医療・介護関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を目指します。

① 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
6 ①	研修等の実施：年6回		0	16	13	7

自己評価 2.0 まあ悪い (①2)

取組状況と課題への対応等

- ・医療側とケアマネジャーの連携が図られ、何らかの困り感がある方が総合相談につながり、必要な介護等のサービスにつながるよう、引き続き、地域包括支援センターの周知を行いました。
- ・地域ケア会議において実務レベルで顔の見える連携強化を進めています。

医療系専門職が参加する地域ケア会議を6回実施し、江別保健所管内の訪問看護ステーションにおける情報交換会にも参加しました。引き続き、医療系専門職とケアマネジャーなどの福祉職の実務レベルでの連携が進むよう取り進めます。また、上半期で近郊の精神科医療機関への状況訪問調査を実施（4医療機関）し、得られた課題に対して下半期でケアマネジャー向けの研修会を実施する予定となっています。

7. 地域包括支援センターの機能拡充

介護や認知症など高齢者の相談窓口・地域包括ケア推進の拠点である地域包括支援センターの機能を拡充し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい自立した生活を継続できるよう、地域住民も含めた多職種と協働で支援体制の充実を図ります。

- ① 多様な総合相談を受け地域ぐるみで支援する体制の強化
- ② 自立支援に資するケアマネジメントの推進

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
7 ①	地域包括支援センターを知っている人の割合：上昇 (%)		48.6	-	52.6	-

自己評価 4.0 まあ良い (①4 ②4)

取組状況と課題への対応等

- 令和3年4月に花川中央地域包括支援センターが新たに設置され、合計5カ所の各包括の抱えるケアプランの量が適正になり、個人・地域の課題解決に向けた地域ケア会議の積極的開催、地域団体や多職種連携の場が増えています。ただし、総合相談の件数は右肩上がりであり、年々複合型の課題を持つ事例が増えているため、包括職員のスキルアップ等底上げが必要と考えられます。
- 目標値の「地域包括支援センターを知っている人の割合」は、次期計画策定に向けた「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」によるものですが、割合は微増ながらも半数を超えました。今後も様々な機会において地域包括支援センターの周知を行っていきます。
- 自立支援型地域ケア会議の参集範囲は、充実したものとなっていると認識しています。上半期は1回実施し、医療職（看護師、リハビリテーション職）、歯科医師、薬剤師、管理栄養士など専門分野の助言をもらい、自立、重度化防止につながるケアマネジメントの資質向上を図りました。また、各地域包括支援センターの総合相談の動向の分析やケアプラン確認ができるよう包括システムの改修を行い、チェック機能を強化します。引き続きこれらの取組を継続し地域包括支援センター機能の充実を図り、効果的な支援が行えるよう取り組みます。

8. 生活支援サービスの充実

高齢者が安心して在宅生活が送れるよう福祉サービスの提供に努めるとともに、サービスを必要とする方が利用できるよう普及・促進にむけた情報提供を関係機関とともに取り組みます。

① 在宅生活を支える福祉サービスの提供

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
8 ①	緊急通報システムの利用者：累計100世帯		75	72	71	70

自己評価 3 普通 (①3)

取組状況と課題への対応等

- ・ 高齢者の在宅生活を支える事業（寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス、寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス、寝たきり高齢者等理容サービス、寝たきり高齢者等外出支援サービス、配食サービス、見つけて君サービス、緊急通報サービス）を実施しています。引き続き、介護認定時のパンフレット配布により、ケアマネジャーや利用者への周知のほか、保健福祉ガイドブックや広報等で周知を図ります。

おひとり暮らし等安心登録サービス事業は、独居等に起因する緊急対応における不安を軽減し、終活に向けた支援を行う事を目的として令和3年10月1日より事業を開始し、現在までの登録者数は33名となっています。介護保険証郵送時にチラシを同封、市民課転入手続き時に配布、庁舎1階大型モニターに通年表示、医療機関・介護事業所との会議内でチラシを配布、子どもたちの帰省するお盆時期に町内回覧実施するなど広く周知を行っています。

配食サービスについて前期はメニューや実施方法について協議を行いました。

寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービスは令和3年度より市町村特別給付で実施しています。引き続き、サービスを必要とする人に適切なサービスが行われるよう取り組むとともに、高齢者向けサービス全般的について定期的に検証できるよう取り組みます。

9. 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがいづくり、社会貢献できる場を提供することで、高齢者の日常生活を地域で支える体制の充実・強化を高齢者の社会参加の推進と一体的に図り、関係機関と連携し取り組みます。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 高齢者の生きがい対策の推進 | ② 社会参加の促進 |
| ③ 子ども世代や障がい者等との交流促進 | ④ 住民グループ支援事業の実施 |

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
9 ②	高齢者障がい者合同スポーツ大会の参加者：増加	458	0 (中止)	0 (中止)	0 (中止)	0 (中止)
9 ④	(1②内住民主体の通いの場(ふれあいサロン)の実施に同じ。)	(1②に同じ。)				

自己評価 2.5 まあ悪い (①3 ②2 ③2 ④3)

取組状況と課題への対応等

- ・高齢者が参加する場合は、地域の自主的な高齢者ふれあいサロン以外にも、文化的なものも含めて官民それぞれが多様に提供していますが、コロナ禍により、多くの場が失われたり縮小せざるを得ない状況でした。高齢者障がい者合同スポーツ大会は令和5年度も中止としました。次年度以降の開催方法等について、下半期に内部検討を行います。

花畔ふれあい農園の農地借用面積の拡大については、農地所有者・委託先と協議の結果、令和5年度の予算計上を行い拡大実施しています。

- ・令和5年度敬老会交付金については、コロナ5類へ移行したものの、一部の町内会からは会合を行うことに対する不安の声が聞かれたこと、また、65歳以上については春・秋ワクチン接種が推奨されていることから、集合開催の他、経過措置により記念品を配布する事業についても交付対象としました。
- ・令和2年度から生活支援コーディネーターが高齢者ふれあいサロン事業全体を把握し申請までサポートすることで、サロン全体のコーディネートやサロンの維持・増加に寄与できるような仕組みとしています。しかし上半期においてはサロンを実施している団体は前年度末より1団体減っています。引き続き、維持・増加への取り組みを介護予防サポーターの周知とともにを行い、また、地域包括支援センターと連携することでサロンの意義の一つである互助的な要素を高め、地域の実情に合わせ、サロンの新設あるいは既存のサロン運営の一助となるようアプローチしていきます。(参照：主要施策1②。)

10. 介護サービスの充実

高齢者が自立した生活を送るため、在宅から施設介護までを切れ間無くサポートできるよう、適切なサービス量の確保を図ります。また、各事業所のサービスの質の維持・向上に向け介護相談員（介護サービス相談員）による施設等への訪問や介護給付費適正化の促進、災害時等への取り組み支援に努めます。

- ① 介護保険サービス量の確保と質の向上 ② 介護給付適正化の促進
③ 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の促進
④ 事業継続への支援

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
10 ③	講座開催回数：増加	10	2	2	1	1
10 ④	事業継続計画を策定している事業所数：増加		9	13	23	中間時点未集計

自己評価 3.0 普通 (①3 ②3 ③3 ④3)

取組状況と課題への対応等

- 今年度は、石狩市高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画の最終年度となりますが、介護人材不足を主な要因として、グループホーム事業や過疎地での訪問介護事業の撤退などの動きがみられます。令和4年度では過疎地の訪問介護事業者への交付金を制度化し、令和5年度も引続き実施することで、一定程度の改善が図られました。引き続き、事業者と検討を重ね、適切な介護サービス等が確保できるよう取り組みます。
介護相談員による介護相談は、相談員4名体制で活動を行っています。オンライン相談の選択肢を残しつつ、訪問を主眼に置いて事業所の負担が少なくなるよう配慮し寄り添った形で、引き続き実施します。
- 介護給付の適正化については事業所のケアプラン作成段階から適正に進められることが重要なことから、事業所から相談があった時点で確認し、その後もフォローを行うなどの取組を進めています。特に短期入所利用、同居人のいる訪問介護、軽度者福祉用具貸与の確認が大きなポイントと認識しており、ケアマネジャーが適正なプランが作成できるよう、見落としがちな点へのフォローや照会のあった事例や過誤事例についての周知を行い、北海道第5期介護給付費適正化計画及び本市計画に沿い、引き続き取り組みます。
- 介護保険制度等に関する情報提供については、介護予防、介護保険制度や高齢者向けサービス等について各種パンフレットや出前講座等で実施しております。まちづくり出前講座は市民から依頼により上半期は1回行いました。
- 事業所に業務継続計画の作成と研修が義務付けられ、完全義務化は令和6年度となっています。地域密着型事業所等に対し厚生労働省の計画作成支援資料を事業所に周知及び調査を行っており、令和4年度末で合計23事業所が策定しています。計画が早期に作成され、災害時に対応できるよう、引き続き、定期的な周知や支援等を行います。

1 1. 多様な福祉人材の確保・育成

今後深刻化の恐れのある人材不足解消に向けた人材確保策の推進、業務効率化や介護の仕事に対するイメージ向上策など、高齢者を支える人材の確保・育成を関係団体との連携により進めます。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ① 介護支援専門員や介護福祉関係職種の確保と資質の向上 | ④ 介護の仕事の魅力向上 |
| ② 福祉人材拡充のための養成研修等の開催 | |
| ③ 基準緩和サービス従事者の養成 | |

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
11 ③	訪問A従事者：20人/年（訪問型サービスA従事者研修後の従事者）	16	8	5	10	0
11 ④	講座開催回数の拡大（介護の仕事の魅力向上（人材確保）につながる講座等の開催数）	0	1	0	1	1

自己評価 2.25 まあ悪い（①3 ②2 ③2 ④2）

取組状況と課題への対応等

- ・ケアマネジメントの向上に資するよう、上半期は自立支援型地域ケア会議を1回実施しました。また、近郊の精神科医療機関への状況訪問調査を実施（4医療機関）し、得られた課題に対して下半期でケアマネジャー向け研修会の実施を予定しています。
- ・過疎地域の介護保険サービス事業者に対し外国人介護技能実習促進にかかる補助事業を行っています。令和5年度上半期は4名の新規外国人技能実習生が来日しました。

また、継続して厚田・浜益区の介護保険サービス事業者の人材確保にかかる補助事業も行っております。これらの人材確保にかかる施策は、国や北海道等の施策とも併せて市のホームページで周知を行っています。

- ・介護予防サポーター養成講座は実施しませんでしたでしたが、認知症サポーター養成講座は5回（ふれあいの杜子ども館、市民講座、市民後見人養成講座、図書館職員対象、市職員対象）実施し、ステップアップ講座を1回実施しました。

家事サポート従事者研修の修了者は、石狩市の基準緩和型訪問サービスに従事できるものですが、デイサービスなど一部資格を必要としない介護業務にも従事できます。令和5年度については家事サポート従事者研修を10月に実施しました。

- ・コロナ禍により、介護の仕事の魅力向上などの周知啓発の場が失われていましたが、今後は、社会福協議会等と連携しながら介護人材の確保に寄与できるような講座等の開催を検討します。

12. 住み続けるための暮らしの環境整備

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けるために必要な住まいや除雪、買い物を含めた移動支援などの環境整備に係る課題について、関係部局と連携して検討を図りながら進めます。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 高齢者にやさしい住環境の充実 | ② 除雪サービスの充実 |
| ③ 買い物支援の促進・高齢者の交通対策 | |
| ④ 地域見守りネットワーク事業の促進 | |

目標値

No.	目標値	基準値 (2017/H29)	基準値 (2020/R2)	2021/R3 (実績)	2022/R4 (実績)	2023/R5 (中間)
12 ④	参加団体数（地域見守りネットワーク）：増加		6	6	6	6

自己評価 2.75 まあ悪い (①3 ②3 ③3 ④2)

取組状況と課題への対応等

- ・高齢者等を対象とした福祉除雪サービスは年々利用者が増加しており、作業員不足となっています。パブリックコメントの実施や社福審への諮問・答申を行い、上半期中に要綱改正を行いました。例年より1か月前倒しにより申請受付を行うことにより、利用者と作業員とのマッチングに時間を費やせるようになりました。今後も市広報での募集などで作業員の確保に努めるとともに、実施事業者の適切な地区割を検討し、効率的な運営を図ります。

町内会ふれあい雪かきは、令和2年の冬より1世帯当たりの活動費を増額し、除雪サービス従事者の確保を図っています。令和4年2月の大雪時は福祉除雪サービスが出動できないケースも多くありました。引き続き、雪対策の関係部局等と連携を図って行きます。

- ・介護予防と買い物支援をひとつの事業とした買い物支援型介護予防サロン事業は、移動に伴う車内環境などを考慮し、令和2年度から中止としています。今後は市内を移動する市内オンデマンド交通の運行範囲拡大を各関係部局に要望するなど継続的に買い物支援が行えるよう努めます。
- ・令和3年度より、移動販売車での商品購入に福祉利用割引券を使用できるようになり、沿岸バスの特急ましけ号でも利用可能としており、過疎地域における住環境改善の一助となっています。
- ・地域見守りネットワークの参加団体数は増加していませんが、引き続き、協定締結団体の増加を図ります。

被保険者数、要支援・要介護認定者数等の確認

石狩市の総人口と高齢化率

	2010 (H22)	2015 (H27)	2019(R1) 推計値	2020 (R2)	2021(R3) 推計値	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
総人口	59,449	57,436	55,541	56,869	54,481	52,139	41,384
高齢者数	13,761	17,229	18,964	19,402	19,437	19,589	18,895
前期高齢者数	7,362	9,756	10,277	8,958	9,535	7,880	7,078
後期高齢者数	6,399	7,756	8,387	10,444	9,902	11,709	11,817
高齢化率	23.14%	30.00%	34.14%	34.12%	35.68%	37.57%	45.65%

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：総務省「国勢調査」（10月1日現在）、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（10月1日現在）より。令和2年国勢調査に基づいた『日本の地域別将来推計人口』については2023年中の公表を予定されています。

第1号被保険者数

	2015 (H27)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5) 推計値	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
第1号被保険者数	17,794	19,679	19,721	19,616	19,677	19,668	18,822
前期高齢者数	10,653	10,552	10,161	9,599	9,427	8,373	7,420
後期高齢者数	7,417	9,127	9,560	10,017	10,250	11,295	11,402

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」（各年度3月末現在）、推計値：第9期策定時における将来推計総括表シート5_保険料推計より。

認定者数（第2号被保険者を含む）

	2015 (H27)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023(R5) 推計値	2025(R7) 推計値	2040(R22) 推計値
認定者数	2,973	3,343	3,397	3,456	3,519	3,723	4,838
要支援1	515	638	652	693	688	755	881
要支援2	354	407	400	417	413	440	550
要介護1	770	839	851	848	888	933	1,164
要介護2	443	466	465	493	522	552	734
要介護3	300	352	370	368	356	379	570
要介護4	315	383	389	377	376	383	553
要介護5	276	258	270	260	276	281	386

厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムより。

確定値：厚生労働省「年報/月報」（各年度3月末現在）、推計値：第9期策定時における将来推計総括表シート1_推計値サマリより。

数値等の分析

- 令和4年度末の数値は第8期計画の推計（計画P54）と比較し、第1号被保険者数、認定者数ともに減の傾向が見られます。

計画の推進を図るために

- ① 庁内における連携の推進
- ② 計画の進行管理
- ③ 広報・PRの充実

自己評価 3.0 普通

取組状況と課題への対応等

- ・計画に関わる関係部署と定期的に協議を行い、連携を取りながら取り組んでいきます。
- ・平成30年度よりPDCAを実施。
- ・広報・PRの充実については、特に高齢者にニーズのある施策について、高齢者でもわかりやすく内容を伝達できるよう、引き続き出前講座の活用などを進めます。